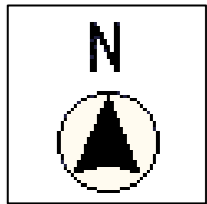


確定図
第5工区

S=1,000



- ・掲載情報は、内容を保証するものではありません。
- ・この図に明記されている縮尺は、正確ではありません
- ・権利や義務が発生するもの、契約の資料となるものなど重要な情報は、必ず現地をご確認ください。
- ・各事業の換地処分後の土地、権利の異動等については、所有者において管理すべきことであり、土地の境界等に関する紛争が生じた場合でも、大津市は関知しておりません。